平成２２年（フ）第３５号
新潟県糸魚川市東寺町３丁目４番８号　東寺町教職員住宅204号
債務者　伊藤真紀子（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３２６号
大阪府泉大津市菅原町14番10号ハイツ菅原Ｂ212号、前住所大阪府泉大津市春日町４番16―507号
債務者　橋本　顕嗣
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
大阪府泉南市男里４丁目９番25号101
債務者　竹村優美こと　金　　貴淑
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番７―104号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目11番11―613号
債務者　岡田設備こと　岡田　一広
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番７―104号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目11番11―613号
債務者　岡田　聡美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
大阪府岸和田市荒木町１丁目７番16号、前住所大阪府岸和田市土生町956番地の７
債務者　美濃部ルミ子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番16―405号
債務者　清原　　匡
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1424号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―302号
債務者　田畑　誠人
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番90―503号
債務者　犬窪　リエ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４３号
大阪府泉南市樽井３丁目26番７号
債務者　奥野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
大阪府和泉市内田町２丁目３番18号
債務者　野之口節予
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
香川県木田郡三木町大字鹿伏655番地８、住民票上の住所香川県高松市川島東町1062番地１
債務者　野中　雅臣
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８３号
香川県綾歌郡綾川町滝宮645番地24綾川町営南原住宅団地２号
債務者　古川　育男
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５２号
香川県さぬき市志度422番地４　森ハイツ201号室
債務者　砂川　美香（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１２号
長崎県長崎市淵町31番２号、旧住所長崎県長崎市茂木町１番地46
債務者　福浦　一幸
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ107号、旧住所兵庫県西宮市門前町１番14―401号
債務者　堀　　文子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係